

給排水指定事業者講習会

令和8年3月

豊田市上下水道局 料金課

目次

1. 給排水工事オンライン申請システムについて(p.1~7)
2. 災害その他非常時の対応について(p.8)
3. 給排水工事に関する注意事項について(p.9~13)
4. 給排水申請に係る書類の注意事項について(p.14~20)
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.21~22)
6. その他、連絡事項 (p.23~26)

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●利用状況(令和8年2月末時点)

【利用者登録数】 230社

【システムによる申請件数】 901件

【システムによる申請率】 **81%(1月中)**

※集合住宅や開発等の複数案件以外の申請は
オンライン申請システムによる申請をお願いいたします。

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●「給排水工事オンライン申請システム」の特徴



【24時間365日受付】
閉庁時にも申請が可能！



【申請状況の確認】
申請の進捗管理が容易！



【手続きの簡素化】
書類作成時間の短縮！



【コスト削減】
来庁に係るコストの削減！

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●問い合わせ機能の便利な使い方

【システム画面】



【活用例】

1. 3階直圧給水・直結増圧給水の事前協議
2. 下水道取付管及び公共ますの設置費用負担の事前確認
3. 工事申請後の添付書類の追加
4. その他給排水工事に係る相談

【活用メリット】

- ・事前確認のやり取りが記録され、後に内容確認が可能
- ・「問い合わせ」から「工事申請」をすることで、事前協議から申請までの記録を紐づけて保存

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●着手届の添付書類の省略

【メリット】

1. 給水管取出工事の立会予約がオンラインで手続き可能

2. 着手届の添付書類の一部省略
(申請時に添付した書類の省略)

- ・承認通知書の写し
- ・宅内配管図
- ・位置図(住宅地図)
- ・本管図
- ・通行止の場合は保安設備図・う回路図

新様式

施行基準様式第8号			
□公道工事着手(希望)届			
必要事項を記載し、各項目の□にレ点を記入して提出すること ※提出期限：工事希望日の3営業日前			
局受付番号	— 分担金工事 (□有 □無)		
道路区分	□国道 □県道 □市道(他) : _____ 線 □私道 □その他()		
工事内容	□取出工事 □撤去工事		
施工場所	町 _____	申請者氏名、建物名称等	
区画番号等	区画整理 B _____ L _____		
施工希望日	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()
立会希望時間	午前・午後 : _____	午前・午後 : _____	午前・午後 : _____
立会日時	(上下水道局記入) 年 月 日 ()		
口径変更	□無 □有 □公道施行日と同じ □別日 年 月 日 ()		
道路形態	□舗装道 □砂利道 □入替道 □その他 ()		
掘削箇所	□車道 □手前歩道 □向側歩道 □緑地帯・水路 □後退用地 □その他 ()		
道路規制	□片側交互通行 □通行止 □歩道のみ □その他 ()		
管種	□VP □HIR □HPP □DIP・E・K・S・N・G □その他 ()		
本管×給水管	取出 mm × mm	撤去 mm × mm	公道部給水管 m
止水栓区分	□乙有 □一体式 取出方法： □通常 □切取(断水) □有 □無		
屋内工事 指定事業者	主任技術者 電話 () -		
公道工事 指定事業者	主任技術者 電話 () -		
位置図	メッシュ番号		
市道網図をここに貼る。			
承認工事の場合は承認工事用の着手届を使用してください。			
提出書類：着手届(2枚)、承認通知書の写し、宅内配管図、位置図(住宅地図)、本管図、納入通知書の写し、 道路使用許可書の写し、埋設物チェックリスト、通行止の場合は保安設備図・迂回路図(各1枚) ※オンライン申請の場合、提出書類のうち、※が引いてある書類については省略することができます。			

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●道路占用・道路使用 関係書類について

【依頼事項】

1. 占用書類の添付データは一つにまとめてください。
※国道、県道の占用は、従来通り「紙」申請のため3部必要
(事前にご相談ください)
2. 道路使用許可申請書は、従来通り「紙」で2部必要
(愛知県証紙1部貼付)

※市道及び法定外道路に関する占用書類を「紙」で申請する場合は
1部で良いです。

※その他、区画整理、土地改良区、林道は従来通り「紙」で2部必要

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●システム利用時の注意点

1. TOP画面「お知らせ」の定期的な確認

- ・道路工事の抑制期間について(年末年始、年度末)
- ・年度末における排水設備工事に関する注意事項について
- ・説明会などのご案内、連絡事項

2. 工事申請 申請者の住所、氏名、電話番号の確認

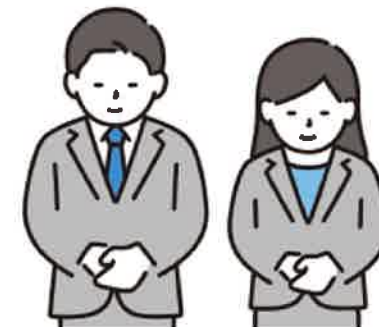
- ・申請者情報は水道局で修正できないため、申請前に再確認してください

1. 給排水工事オンライン申請システムについて

●アンケート協力をお願い

期限：令和8年3月31日(火)17時まで

※1事業者につき1回答

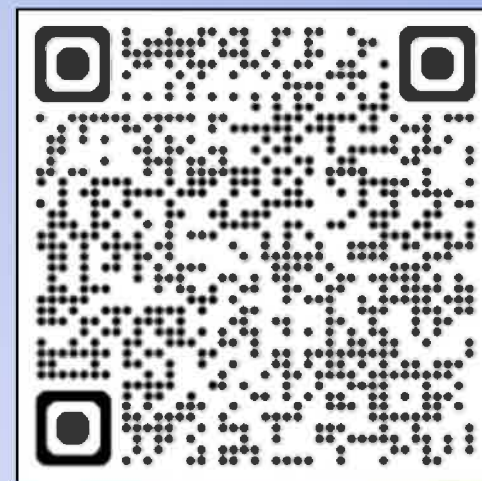


<利用者向け>



<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfHgYzHx0oXt7kPVE CpYVFuJtgcDH8LsprDLXQjFiV6J pbtgA/viewform?usp=preview>

<未利用者向け>



<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeD8HV2UjGDMJG9 mAIyrsx0kHFcacneCSXnyHVv4fo 83NrApg/viewform?usp=preview>

2. 災害その他非常時の対応について

●他市等の指定事業者による工事（特例）

令和6年1月に発生した能登半島地震では、指定事業者が不足したことで給排水設備の復旧が遅れたため、令和7年4月に国土交通省は、災害時等の事業者確保に向けた対策を検討するよう、全国の自治体に通知しました。

【本市の対応】

令和8年3月条例改正（令和8年4月1日施行）

被災した際、事業管理者が必要と認めた場合は、他市等の指定事業者による工事が可能となります。（特例）

なお、全国的にも多くの自治体で同様の改正が進められており、特例を発令した被災地の住民等が、本市の指定事業者
に工事の依頼をする場合があります。

※工事請負時は、各自治体に特例手続の確認をしてください。

3. 給排水工事に関する注意事項について

● 検査前の現場確認について

工事完了後、速やかに完了書類を提出してください。
提出前に、主任(責任)技術者が責任をもって必ず現地を確認してください。

指定給水装置工事事業者規程様式第4号(第15条関係)
給水装置工事しゅん工検査申請書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

指定事業者 住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

主任技術者 氏 名

次のとおり豊田市水道事業給水条例第7条第2項の規定によるしゅん工検査を受けたいので、豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第15条第2項の規定により申請します。

受付番号		水道番号	
設置場所	豊田市		
設置者			

備考

- 1 検査に当たっては、原則として主任技術者の立会いが必要です。
- 2 屋内給水装置工事検査報告書及び給水装置管理台帳を添付してください。

給水装置工事しゅん工検査申請書

様式第5号(第5条関係)

融 資 有 ・ 無	決 定 者	検 討 者	起案責任者
--------------	-------	-------	-------

排水設備工事完了届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 () -

指定工事店 名 称
代 表 者
電 話 () -

責任技術者 氏 名
(資格番号 第 号)

設置場所	豊田市		
設置区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 汚水	<input type="checkbox"/> 雨水
		<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改 築
便 所	<input type="checkbox"/> くみ取り便所の改造(大・小・兼用)		
	<input type="checkbox"/> 浄化槽の切り替え	<input type="checkbox"/> 新設又は増設	

完了年月日 年 月 日

確認番号		確認年月日	年 月 日
------	--	-------	-------

記入上の注意 太枠の中のみ記入してください。

添付書類 1 設置場所案内図(A4サイズ) 2 平面図 3 その他(豊田市との事前協議内容)

排水設備工事完了届

3. 給排水工事に関する注意事項について

●検査前の現場確認について

事例1: 外構その他工事によって、立ち入り検査が実施できない

事例2: 現場が図面通りに完成していない



【概要】

竣工検査の申込があるにも関わらず、

- ・外構工事につき、立ち入り検査を断られた。
- ・現場が図面通りに完成していない。

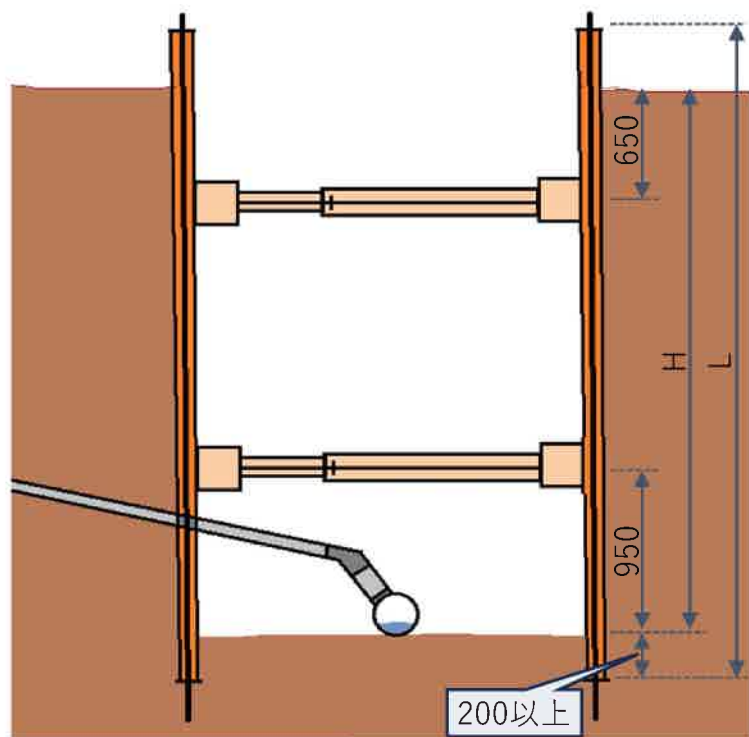
【対策】

- ・検査直前に、現場を目視で確認する。
- ・現場との連携体制を見直す。

3. 給排水工事に関する注意事項について

● 公道工事の際の、土留工の徹底について

掘削深が1.5mを超える場合は必ず土留工を設置してください。
 また、掘削深が1.5m未満であっても掘削断面の自立が困難な場合は必要に応じて土留工を設置してください。



※図は支保工2段の場合

掘削堀 H	矢板長 L	支保工		
		段数	腹起し材(アルミ製)	切梁り材
$H \leq 1.30\text{m}$	1.500m	1	断面係数60.8 m^3 以上 (スリムタイプ)	水圧サポート
$1.50\text{m} < H \leq 1.80\text{m}$	2.000m			
$1.80\text{m} < H \leq 2.00\text{m}$	2.500m			
$2.00\text{m} < H \leq 2.30\text{m}$	2.500m	2	断面係数120 m^3 以上 (標準タイプ)	
$2.30\text{m} < H \leq 2.80\text{m}$	3.000m			
$2.80\text{m} < H \leq 3.30\text{m}$	3.500m			
$3.30\text{m} < H \leq 3.50\text{m}$	4.000m	3		
$3.50\text{m} < H \leq 3.80\text{m}$	4.000m			

「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説」土木工事編監修/
 国土交通省建設経済局建設業課 編集/「(財)国土開発技術研究センター」に基づいたものを使用する。
 * 「道路土工 仮設構造物工指針」の小規模土留めの設計方法に準拠する。

3. 給排水工事に関する注意事項について

●車両通行止で工事を実施するときは

- ・バスルート(地域バスも含む)の有無を事前に確認してください。
問合せ先:豊田市都市整備部交通政策課(TEL34-6603)
- ・消防署や清掃部署への報告
問合せ先:豊田市消防本部警防救急課(TEL35-9701)
豊田市環境部清掃業務課(TEL71-3003)
- ・自治区、その他関連部署や施設への報告

3. 給排水工事に関する注意事項について

●本管水圧測定方法について

(注)雨天時は使用しないこと

水圧測定器の設置



4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

●下水道使用開始届の提出について

様式第11号(第10条関係)

下水道使用 開始・再開 休止・廃止 届 変更	
豊田市事業管理者 様	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 (_____) - _____	
使用場所 豊田市	① _____ 年 月 日
使用水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水(人) <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> その他()	
② 開始・再開 _____ 年 月 日から	
時 廃止 _____ 年 月 日まで	
期 休止 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
理由 建て替え・取壊し・その他()	
転居先 ※廃止・休止の場合 () -	
変更 年月日 _____ 年 月 日 前 _____ 後 _____	
確認番号 _____ 工事店名 _____	
水道情報 建物の使用用途 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 共同住宅 (住宅名 _____) <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 (屋号等 _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
③ 口径 _____ mm _____ _____ mm _____ _____ mm _____	口径 _____ mm _____ _____ mm _____ _____ mm _____
敷水栓 _____ mm _____ 共用栓 _____ mm _____	下水流入: 有・無 下水流入: 有・無

排水を下水道に流すことができるようになったら、忘れずに下水道使用開始届を提出してください。

- ① 提出日を記入 (※FAXの場合は送信日)
- ② 下水接続日 (排水を下水道に流すことができるようになった日) を記入
- ③ メーター口径及び番号は必ず現地確認

4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

●解体等で水道は使用するけれど下水道は使用しない場合

○水道の使用開始→電話・ファクス・窓口等

○下水道の休止→下水道使用「休止届」

水道の使用開始日＝下水道使用休止届の休止日
でないと下水道料金が発生します！

水道を○月○日
から使用

＝
＝
同じ日付



様式第11号(第10条関係)

下水道使用 開始・再開始 / 休止・変更 届	
豊田市事業管理者 様	
年 月 日	
届出者 住所 _____	
氏名 _____	
電話 (_____) _____	
使用場所	豊田市
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水(人) <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> その他()
開始・再開	年 月 日から
休止	年 月 日まで
期	休止 年 月 日から 年 月 日まで
理由	建て替え・取壊し・その他()

4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

- 解体等で水道は使用するけれど下水道は使用しない場合

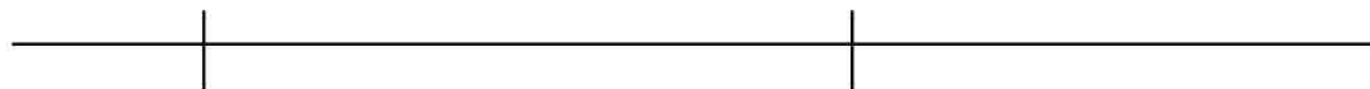
<例>

水道の使用開始

3/1

下水道使用休止届

3/8



水道料金

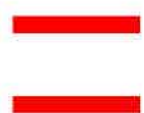
下水道料金

3/1～3/7は下水道料金も発生します

4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

●公共ます設置工事完成届

公共ます設置工事完成届
設置確認年月日



通知書(通称:決定書)
承認年月日

同じ日付

公共ます設置工事完成届

豊田市事業管理者 様

住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

工事名	公共ます設置工事
工事場所	豊田市
工事内容	別紙のとおり
設置確認年月日	年 月 日
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

給水 受付番号	排水 確認番号	地区コード	-
-	-	水道番号	年 月 日
		承認年月日	年 月 日

給水装置工事承認通知書

排水設備計画確認通知書

年 月 日

申請者様 住所 〒

フリガナ

氏名

電話番号 () -

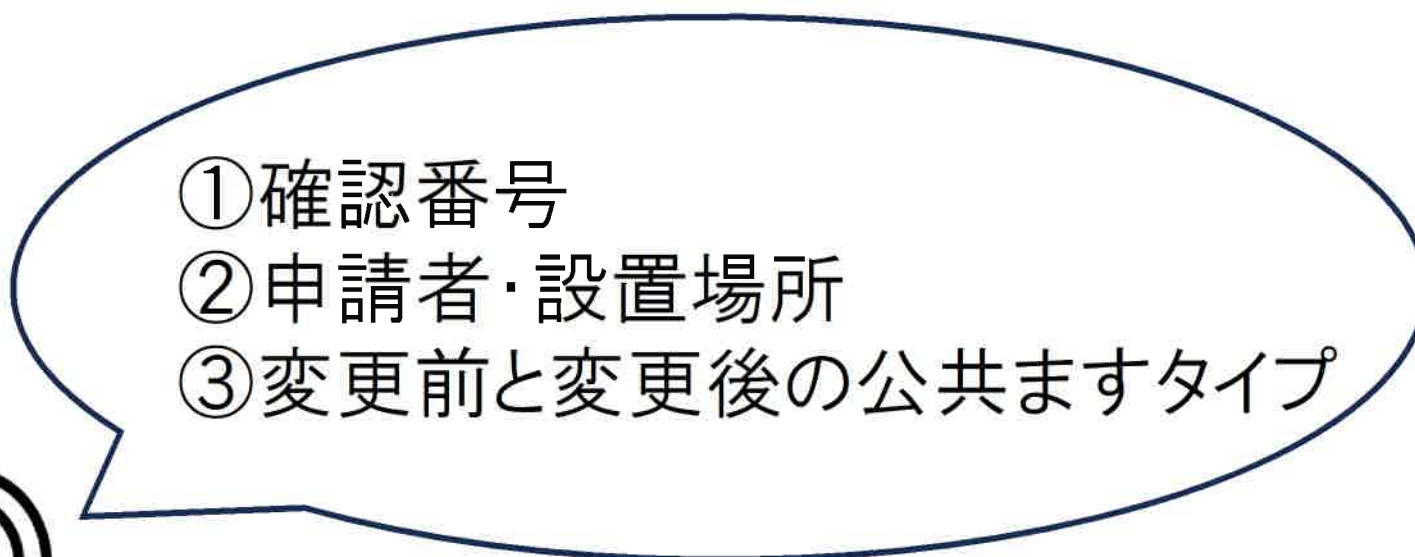

指定工事店	指定給水装置工事事業者(指定番号第 号)	排水設備指定工事店(指定番号第 号)
	名称	名称
	代表者	代表者
	電話番号 () -	電話番号 () -
	主任技術者(免状番号第 号)	責任技術者(資格番号第 号)
	氏名	氏名

4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

●公共ますタイプの変更

工事申請の承認後に公共ますタイプを変更する場合、
連絡してください(書類不要)

※完了時、連絡なく変更して書類を提出するのはやめてください！

- 
- 
- ①確認番号
 - ②申請者・設置場所
 - ③変更前と変更後の公共ますタイプ

4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

●下水道の完了届の月末の提出期限

最終営業日(平日)の朝9時

※下水道の完了届に提出期限を設けました。

※提出期限に遅れた場合、市負担の工事費の支払いが遅れます。

4. 給排水申請に係る書類の注意事項について

●その他

(1) 給排水工事の設計にあたっては、事前に申請者(施主)とよく協議した上で申請してください。

また、必ず工事着手前に申請書を提出し、承認(確認)後に工事を施工してください。

※急ぎの工事であっても例外はありません。

(2) 「給水装置工事の施行基準」、「下水道排水設備要覧」、「排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト」や関係法令等をご確認いただき、適切な申請をしてください。

(3) 給排水申請の標準的な審査期間は2～3週間程度です。

提出書類に不備がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもった申請を心がけてください。

(4) 様式は常に最新のものを使用してください。

現在運用している様式は、料金課ホームページ内の「よく使う様式」に掲載されています。

(豊田市ホームページ→事業者向け情報→手続き・届出→上下水道→よく使う様式)

5. 指定の更新及び変更の届出について

- 指定事項等に変更がある場合、**届出**が必要です。

★届出が必要な事項一覧★

- ・事業所の名称及び所在地
- ・代表者の氏名
- ・法人にあつては、役員の氏名（給水のみ）
- ・主任技術者又は責任技術者
- ・電話若しくはFAXの番号又はメールアドレス

給水と排水の両指定を受けている場合は、それぞれの届出が必要です。

法人登記情報をリアルタイムで確認できるようになったため、令和8年4月1日より、履歴事項全部証明書の省略が可能となります。
※個人事業主は引き続き住民票の写しの提出が必要です。

5. 指定の更新及び変更の届出について

●指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要です。

有効期間経過後も引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となります。

更新対象 : 令和9年3月31日までに有効期限が切れる事業者

更新手数料 : 1万円

更新に係る通知文は有効期限の4～5か月前に郵送する予定です。

必要書類 : 通知文やホームページにてご案内します。

(豊田市ホームページ→事業者向け情報→手続き・届出→上下水道→
「指定給水装置工事事業者の更新制度について」を参照)

更新制は指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上や、実態との乖離の予防等を目的としています。

6. その他、連絡事項

●行政手続における注意喚起

令和7年6月に行政書士法が改正（令和8年1月1日施行）され、行政書士の行うことができる業務が追加されるとともに、行政書士以外の者に対する業務の制限が改正されました。

官公署に提出する書類（許認可申請等）の
作成費を依頼者に請求していませんか？

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法第1条の2及び第19条により禁止されているので御注意ください。

6. その他、連絡事項

●窓口対応時間についてのお願い

令和2年4月1日より料金課の窓口対応時間を下記のとおり変更しています。

料金課窓口対応時間

・水曜日 **原則対応できません** (平成30年9月より実施)

・水曜日以外 8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 15:00 の間

一般のお客様対応のため窓口閉鎖は行いませんが、上記の時間内に相談等をしていただくよう御協力をお願いします。
ただし、至急で相談等の必要がある場合は、対応時間外でも御相談ください。

御迷惑をおかけしますが、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

6. その他、連絡事項

●ファイリングシステムの更新について

令和8年4月1日からIDとパスワードが変更されます

令和8年3月31日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。新しいIDとパスワードを取得するには、ファイリングシステムの利用誓約書を提出していただく必要があります。

※ 利用誓約書は、給水・排水それぞれ別に提出していただく必要があります。
様式は、豊田市ホームページ 料金課担当ページ上に掲載しています。



利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内設備図は、個人情報になります。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。所有者の承諾及び料金課の確認なしの持ち出し並びにスマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。給水装置管理台帳及び排水設備台帳を持ち出す場合は、利用申請書(所有者の承諾)を必ず提出してください。

ファイリングシステムでは、いつ、だれが何を利用しているか記録しています。問題発生時の責任の所在に関わります。利用後は、必ずログアウトしてください。

6. その他、連絡事項

●3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書*の提出期限は、
令和8年 4月3日(金)午前中です。
期限厳守をお願いします。

* 給水 … 材料支給確認書(物品用の請求書で提出)

排水 … 取付管設置工事、公共ます設置工事 等
(委託・工事用の請求書で提出)

適格請求書発行事業者は、消費税インボイス制度に対応した請求書で提出してください。(FAXやメールでも対応しています)



**ご不明な点がございましたら、個別に対応いたします。
料金課 窓口にてお尋ねください。**

**本日の説明資料は、令和8年3月下旬に
料金課ホームページ上に掲載します。**



令和8年3月
豊田市上下水道局 料金課